

新 農業近代化資金等償還猶予利子補給事業

1 事業目的

3年連続で被災した農業者が、既に借り受けている資金について、償還の猶予を行った際に発生する利子が低利となるよう市町村と連携のもと利子補給を行い、負担軽減を図る。

2 事業内容

(1) 利子補給対象者 次の要件を満たす農業者

- 3年連続で被災した農業者(市町村長の被災証明を受けること)
- 収入保険等に加入すること

(2) 対象資金

- 農業制度資金
- 農協等独自の農業関係資金(基金協会の保証を受けている資金)

(3) 償還猶予受付期間

令和3年8月11日～令和4年10月31日

(4) 利子補給対象期間 償還猶予開始より1年間

(5) 利子補給率 最大2.0%(県及び市町村負担分合計)

(基準金利はR3.9.21現在)

資金区分	基準金利	利子補給率			実質金利
		県	上乗せ分		
			県	市町村	
農業制度資金	各制度資金の基準金利(a)(※)	1.3%	$(a-1.3) \times 1/2$	$(a-1.3) \times 1/2$	0%
農協等独自資金	各農協等資金の金利(b)(2.0%以下)	$b \times 1/2$	$b \times 1/4$	$b \times 1/4$	0%
	各農協等資金の金利(c)(2.0%超える)	1.0%	0.5%	0.5%	$c-2.0\%$

※過去の金利が2.0%を超える場合、各資金の金利を上限とする

3 留意点

- 県の上乗せ利子補給は、市町村が利子補給を行う場合に限り、実施する。
- 基準金利及び利子補給率は、金利情勢により変更される場合がある。
- 収入保険等への加入が確認できなかった場合は、利子補給金等の交付の中止、又は返還等を求めることがある。

《担当課：団体指導課》